

最高人民法院の特許紛争事件の審理の若干問題についての解答

(1992年2月9日法発〔1992〕3号公布、公布日から施行)

一．特許権帰属紛争事件の受理問題

特許権帰属事件とは、発明創造が特許権を付与された後、公民間、法人間、公民と法人の間で、誰が真の特許権者であるかについて発生する権利確定紛争事件をいう。この種の事件については、人民法院は法律に従って受理しなければならない。各省、自治区及び直轄市の人民政府の所在地の中級人民法院、経済特区の中級人民法院及び最高人民法院の同意を得た開放都市の中級人民法院は第一審の法院となり、各省、自治区及び直轄市の高級人民法院が第二審の法院となる。人民法院は、特許権帰属事件の審理を経て、権利の帰属を変更するよう判決するときは、判決書の副本を中国特許庁に送付しなければならない。当事者は、人民法院の有効な判決書に基づいて、中国特許庁に書誌的事項の変更を請求する。

二．発明特許の出願日から公開日までの期間について、特許の保護を与えるか否かの問題
特許法は、発明特許の出願日から公開日までの期間に、特許出願に係る技術に対して保護を与えることを規定していない。この期間に他人が独立して研究開発した特許出願に係る技術と同一の発明を実施し、又は譲渡するときは、権利侵害の責任を負わない。ただし、特許出願が公開された後に、継続して当該技術を使用した場合には、特許法の規定に基づいて、相当の実施料を支払わなければならない。

三．人民法院の特許侵害事件の審理において侵害者が特許権無効申告を請求したことにより特許権侵害訴訟の審理が中止するという問題

侵害者が特許無効宣告の請求を利用して故意に訴訟を遅延させて、継続して侵害行為を実施することは、頻繁に生じる。法律に従って特許権者の合法的な権益を有効に保護し、侵害による損害の拡大を避けるために、次の通り規定する。

(一) 人民法院は、実用新案又は意匠の特許権侵害事件を受理した後、被告に起訴状の副本を送達する際に、被告に対して、当該特許権の無効宣告を請求するならば答弁書期間内に特許復審委員会に請求しなければならないことを通知しなければならない。被告が答弁書期間内に当該特許権の無効宣告を請求したときは、人民法院は訴訟を中止しなければならない。特許権者が財産保全を申立、かつ、担保を提供した場合において、人民法院は、必要と認めるときには、訴訟の中止を裁定すると同時に被告に侵害行為の停止を命じ、又は侵害による損害が継続して拡大することを制止するその他の措置をとる。被告が答弁書期間内に当該特許権の無効宣告の請求をせず、その後の心理過程において無効請求をしたときは、人民法院は訴訟を中止しなくてもよい。

(二) 人民法院が受理した、発明特許権の侵害事件又は特許復審委員会の審査を経て特許

権が維持された実用新案権の侵害事件については、被告が答弁期間に当該特許権の無効宣告を請求したときも、人民法院は訴訟を中止しなくてもよい。

四. 特許権侵害の損害賠償の問題

特許権侵害の損害賠償は、公正の原則を貫徹しなければならず、特許権者が侵害行為により受けた実際の損失に対しては、合理的な賠償が与えられる。特許権侵害の侵害賠償額は次の方法に基づいて計算することができる。

1. 特許権者が侵害行為を受けたことによる実際の経済的損失を損害賠償額とする。計算方法は次のとおりとする。侵害者の侵害製品（他人の特許方法を使用して製造した製品を含む。）の市場における販売によって、特許権者の特許製品の販売量を低下させた場合における、その販売量の減少の総数に特許製品毎の利益を乗じて得た額を特許権者の実際の経済的損失とする。

2. 侵害者が侵害行為によって得たすべての利益を損害賠償額とする。計算方法は次のとおりとする。侵害者が各々の侵害製品（他人の特許方法を使用して製造した製品を含む。）から得た利益に市場における販売の総数を乗じて得た額を侵害者が得たすべての利益とする。

3. 特許実施許諾の実施料を下回らない合理的な額を損害賠償額とする。

上記の三種類の計算方法に対して、人民法院は、事件の状況に応じて、当事者双方が合意したその他の計算方法を用いて計算した侵害賠償額を適用することを選択することができ、公平かつ合理的である限り、人民法院はこれを認める。

五. 特許管理機構が既に受理し、調停が完結していない事件について、当事者が人民法院にも訴えを提起したときに人民法院が受理すべきか否かの問題

当事者の一方が特許管理機関に調停を申し立て、特許管理機関が既に立案し、かつ、他方の当事者に答弁通告書を送付しており、他方の当事者が答弁を拒否して人民法院に訴えを提起した場合において、訴えの提起が民事訴訟法第八十八条の規定及び最高人民法院の特許事件審理についての関連規定を満たしているときは、人民法院はこれを受理しなければならない。当該他方の当事者が特許管理機関の答弁通告書を受け取った後に実質的な答弁をし、特許管理機関が調停を行っている過程で人民法院に訴えを提起したときは、人民法院はこれを受理しない。特許管理機関が調停を行っている過程で、当事者双方がいずれも人民法院に訴えを提起したときは、人民法院はこれを受理し、かつ、これを特許管理機関に調停の申立の取下手続をするよう告知しなければならない。

六. 特許管理機関の処理決定に不服があるときに何れの地の何れの級の法院に訴えを提起すべきかについての問題

最高人民法院の特許事件の管轄についての規定によれば、処理決定をした特許管理機関

の所在地の中級人民法院が特許事件について管轄権を有する場合において、当事者が処理決定に不服があるときは、特許管理機関の所在地の中級人民法院に訴えを提起することができ、処理決定をした特許管理機関の所在地の中級人民法院が特許事件について管轄権を有しない場合において、当事者が処理決定に不服があるときは、特許管理機関が所属する省、自治区及び直轄市の人民政府の所在地の中級人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は行政事件として受理しなければならない。

七．特許管理機関の調停を経て調停協議が成立した特許紛争事件について、当事者の一方が後悔して人民法院に訴えを提起することができるか否かについての問題

特許紛争事件について、特許管理機関の調停を経て調停協議が成立し、調停書の送達前又は送達後に当事者の一方が翻意して人民法院に訴えを提起したときは、人民法院はこれを受理しなければならない。

八．特許管理機関がした処理決定の強制執行申請についての問題

行政訴訟法第六十六条及び特許法第六十条の規定に基づいて、特許管理機関がした処理決定に対して当事者が期間が満了しても訴えを提起せず、かつ、当該処理決定を履行しないときは、特許管理機関は、被執行人の所在地又は被執行人の財産の所在地の、特許事件について管轄権を有する中級人民法院に執行を請求することができる。

1992年12月29日